

報告第6号

令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、次のように報告します。

令和6年9月2日

嘉島町長 鍋田 平

## 令和5年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率
簡易水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

備考

( ) 内は経営健全化基準